

総務企画委員会記録
<第6号>

平成30年第3回沖縄県議会（2月定例会）

平成30年3月19日（月曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第6号>

開会の日時

年月日 平成30年3月19日 月曜日
開 会 午後1時24分
散 会 午後3時16分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 乙第4号議案 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
- 2 乙第5号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 3 乙第6号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 4 乙第7号議案 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 5 乙第8号議案 沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 6 乙第66号議案 包括外部監査契約の締結について
- 7 乙第67号議案 沖縄県監査委員の選任について
- 8 乙第68号議案 副知事の選任について
- 9 陳情平成28年第40号、同第67号、同第89号、同第158号、陳情平成29年第10号、同第46号、同第54号、同第94号、同第106号及び陳情第26号

出席委員

委員 長 渡久地 修 君
副委員 長 新 垣 光 栄 君

○渡久地修委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

議題の追加及び審査日程の変更についてを議題といたします。

本日の会議において本委員会に付託された乙第68号議案を本日の日程に追加し、また、本委員会所管事務調査事項自衛隊についてを明日の日程に追加し、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

乙第4号議案から乙第8号議案まで、乙第66号議案から乙第68号議案までの8件、陳情平成28年第40号外9件を一括して議題といたします。

本日の説明員として、総務部長、企画部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第4号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 それでは、御説明をいたします。

議案は、冊子の平成30年第3回沖縄県議会（定例会）議案（その3）にございますが、説明はお配りしております、平成30年第3回沖縄県議会総務企画委員会乙号 議案説明資料で行いますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思っております。

それでは、説明資料の1ページをお願いいたします。

乙第4号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例について、御説明をいたします。

この議案は、県立病院の医療提供体制の強化及び医師の勤務態勢の適正化を図るため、医師の増員を行うことに伴い、病院事業局の職員定数を156人増員し、3120人に改正するものであります。

以上で、乙第4号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 乙第4号議案は、議案提出の理由として県立病院の医療提供体制の強化と医師の勤務態勢の適正化を図るということですが、これまで医療提供体制の強化はどのように強化されていなかったのか、あるいは勤務態勢の適正化というのは、どう適正でなかったのかというところを教えていただけたらと思います。

○真栄城守県立病院課長 各県立病院の医療提供体制でございますが、これまで県立病院は、いわゆる地域の中核病院として、救急医療ですとか、母子周産期医療、小児医療といったものを提供するために必要な体制を整備してきたところでございます。これまで365日、24時間の医療提供ができるよう医師確保にも努めておりまして、医師についても診療科ごとの欠員というのは一部生じております、医師総数で設けた定数を一応満たしている状況でございます。今般、医療提供体制の整備を今議会の理由として挙げたことにつきましては、今回、労働基準監督署の調査が入りまして、その中で県立病院の医師の夜間勤務、それから休日勤務については、従来、当直という形で本来の正規の勤務時間ではない当直勤務という形で医療提供体制を組んでいたところでございます。当直の時間について一定程度の時間外勤務の手当は支給していたところでございますが、今回、労働基準監督署から指摘がございましたのは、平日の夜間であれば午後5時から翌朝の8時半までの15.5時間につきまして、その15.5時間が基本的には労働時間として医療を提供している状況にあると。つまり、当直態勢という形ではなくて、労働時間として医療を提供しているということで、この時間の医師については時間外勤務手当を全額払うことなく、一部支給した中で労働を提供したという状況がございまして、これについては、15.5時間分全てについて労働時間であるので、それについて労働時間とみなした上で時間外勤務手当を支給するようにという勧告がございました。今般、時間外手当の未払い分の支給については、昨年11月でもって一応支給が完了したところでございますが、夜間の時間帯については、これを時間外勤務ではなくて、正規の労

働時間とするためには医師の数が足りない状況に今、なっております。要するに、これまでであれば、日勤を医師の勤務の後に延長として当直という、いわゆる夜間、深夜時間の勤務を行って、その当直が明けて翌日に正規の勤務を行うという態勢をとっておりました。これについて、夜間の5時から翌朝8時半までを時間外勤務ではなくて、正規の勤務時間で対応するためには、この時間帯に配置すべき医師の数が足りないという状況になっております。これを今回、整備する必要があるということで算定しまして、156名という増員を提案したところでございます。これまで医師の確保については、従来から必要な診療科とか、あるいは必要な施設基準等をとるために確保してきているところでございますが、今般についてはそういった医療提供体制について拡充するという目的ではなくて、今の医療提供体制を、労働基準法を遵守した状態で確保するといった目的のために提案しているものでございます。

○宮城一郎委員 確認ですが、医療提供体制の強化と医師の勤務態勢の適正化は、今回、最後におっしゃった別問題ということで、医療提供体制というのは、これまでの定員数でも十分ではなかったもので強化するというところでよろしいでしょうか。

○真栄城守県立病院課長 今回の議案の中で申し上げております医療提供体制の強化ということにつきましては、先ほど申し上げたように勤務態勢を適正化するという形の中で、医師の長時間勤務と言われる夜間の勤務状況を正規の8時間勤務でおさめていくという形で、医師の働き方を見直していくという内容が含まれております。そうすることによりまして、医師の長時間労働による疲弊とか、健康への影響とか、そういったものの懸念が払拭されますので、医療安全の確保といった面で医療提供体制の拡充・強化を図っていくことができるという趣旨を含んでいると認識しております。

○宮城一郎委員 先ほど話のありました労働基準監督署からの是正勧告というのは、以前、新聞報道であった2015年度と2016年度の当直医師に対する時間外勤務手当の未払い金ということで、合計18億6000万円を、補正予算だったと思いますが、執行したものの勧告と捉えていいのでしょうか。

○真栄城守県立病院課長 今回の増員の理由としている労働基準監督署の勧告というのは、今、委員がおっしゃられた昨年の指摘、いわゆる時間外勤務手当の未払いに関連するもので、同じものでございます。

○宮城一郎委員 それを是正するために、今回156人の定時勤務の要員をふやすとのことなのですが、この156名の定時勤務によって、年間の総人件費というのはどのくらい増になるのかというところを教えてください。

○真栄城守県立病院課長 今回、156名という増員で、かなり大幅な増員ということになりますので、人件費についても試算ではございますが、156人を全て採用できた場合、人件費で年間約10億円ほどの費用負担の増額が見込まれているところでございます。

○宮城一郎委員 医者の方員増については理解できるのですが、一方でこれまで沖縄県病院事業会計決算審査意見書というところで、「事務職員に定期監査を実施した結果、契約事務や各種手当に係る事務を中心に不適切な事務処理が多く確認された。これまでも病院事業に対する指摘件数は多い状況が続いており、改善が必要である。」という指摘があったと思います。これは2013年度の意見書から4年連続で指摘されていて、特に2016年度の意見書では、「膨大となっている事務量を適正に処理するための抜本的かつ効果的な方策を組織として検討していただきたい。」というような意見が付されていたと思います。方策はいろいろあると思いますが、個人的には、医師のみならず事務職員においても業務量と職員数のアンマッチが起こっているのではないかと推測しておりますが、これは4年間なぜ改善されずに、指摘されていたのかというところを教えてください。

○真栄城守県立病院課長 御指摘のとおり、病院事業局におきましては、会計事務等を中心に事務に対する監査の指摘が続いているという状況がございます。病院事業は、かつて平成19年度あたりから非常に経営が厳しい状況にありまして、その中で経費の縮減等も必要性があったことから職員の定数のスクラップアンドビルドを行いまして、収入を稼ぐ技術職員をふやして、事務職員を減らしたという、そういう手続をとってきたことがございます。そのひずみが出てきたものと考えておりますが、このような指摘を連続して受けているという状況もございまして、局としましては平成29年度に県立5病院におきまして、それぞれ事務職の増員を各1名行いまして、例えば給与事務の増大に対応するための増員を行ったところでございます。それ以外にも、会計事務等に関する研修を重ねて実施するなど、そういった事案を減少させていくという取り組みを行っています。また、今後についても御指摘のとおり、まだ改善が十分にさ

れているという状況ではございませんので、さらなる経営の改善に向けて、チェック体制の強化を図るべく職員の配置を検討しているところではございません。

○宮城一郎委員 医者 of 時間外勤務の手当が膨大になって、勧告を受けて、それを正すために要員をふやすということなのですが、今、申し上げた事務量が膨大になっている事務職員の方々、それから看護師とかいろいろな技術職—臨床検査技師とか、コメディカルと言われている人たちは実際どうなのですか。この時間外勤務というのは、医者だけではなくて、そういう人たちも時間外勤務が発生しているのか、あるいはその時間外勤務というのをしっかりと管理できる労務体制になっているのかどうか、教えてください。

○真栄城守県立病院課長 医師、それから事務職以外のコメディカルという職種につきましては、まず時間外勤務については、やはり現場の事情に応じた時間外勤務というのは発生している状況はもちろんございます。ただ医師と決定的に違うのは、医師の問題は当直という勤務態勢がございまして、この当直という勤務態勢については、従来時間外勤務という取り扱い、そして今回の是正勧告もありまして、時間外勤務という取り扱いの中で単純に1回当直をするだけで15.5時間の時間外勤務が発生するという状況です。それ以外の例えば看護師につきましては、現行2交替ないし3交替勤務をとっておりまして、その中で時間外勤務が業務と業務の隙間に発生するということは基本的にはない状況の中、現在行っている事務処理の残務処理的なものとか、あるいは引き継ぎ的なものとか、そういったものの中で通常発生する時間外勤務というものはコメディカルにおいても発生しておりまして、これまでは本人の申告に基づきまして、時間外勤務手当を払っておりました。今回、勧告を受けられる前から準備していたことではございますが、やはり勤務時間の勤務管理をきちんと行う必要があるということで、病院事業局としましてはいわゆるICカードを活用した出退勤の管理を行いまして、その中で出勤時間、退勤時間、そして時間外勤務の申請といったものもシステムの中で行うような形をことしの1月から運用しているところでございます。これまでも申告に基づいて時間外勤務手当を払っておりましたけれども、これからもこのシステムを活用して時間外勤務については適正に把握して、必要な手当等については支給を行っていく考えでございます。

○宮城一郎委員 今おっしゃられた勤務の管理体制ですが、例えば本庁にお勤

めの方は、出勤時間にピッとやって、出るときにもピッとやって、入った時間と出た時間というのは管理されると思いますが、病院事業においては、シャチハタみたいなものを押して、残業するときには先ほどおっしゃった申請書といひますか、命令簿といひますか、そういったものを書くらしいのですが、あんまり申告しやすい空気ではないと。いわゆる、残業するのにちょっと遠慮をしようような空気の中でサービス残業等も少なからず散見されたということ漏れ聞いておりました。そして、今おっしゃられたように、ICカードによる管理を始めたということなのですが、看護師の勤務はシフト制で非常に複雑です。今、ICカードが導入されたといひますが、これは完全版として導入されたのか、それともまだ改良の余地があつて試行期間なのか、その辺はどうですか。

○真栄城守県立病院課長 出退勤の管理につきまして、現行は、フルバージョンではなくて、出勤時間と退勤時間について正確に把握するというをまず目的としまして、運用を開始しております。今後は時間外勤務のみならず、年休とかの休暇の処理も含めて、この中で全てを処理していくということでございますが、今、御指摘のとおり、病院の場合は交代制—シフト制と呼ばれている勤務態勢にありますので、この出勤時間、退勤時間といったものをどう管理していくかというところの課題がありまして、その課題があつて少し導入がおくれたという経緯はございますが、今、取り入れようとしているシステムにつきましては、そういう病院の複雑な勤務態勢、シフトを取り込んだ上で、それぞれの職員のシフトに応じた形の出勤時間、退勤時間を管理できるような仕組みを導入しているところでございまして、その中でやはり大事な働き方の見直しといったものを、管理監督者の中、共通認識の中、まずは必要な残業をきちんとやった上で、不必要な残業は減らしていくと。その中で業務改善といったものも進めながら、全体としての時間外勤務を適正に管理していくと。そういう取り組みを行っているところでございます。

○宮城一郎委員 今おっしゃられたように、そういう労務管理の体制・システムを早く—完璧というのは、上を見れば切りがないかもしれないのですが、できるだけ無理のない働き方が実現できるようなシステム構築を急いでいただきたいと思ひます。

医者増員については、やはり病院事業が医者が必要条件で、それを支える事務の方たちは十分条件なのかもしれませんが、やはりトータルで患者をケアしているという意味では、医者に比べると事務職は光の当たり方が少ないのか

と感じていまして、それがこの4年間の監査の指摘が連続している部分もあるのではないかと思います。ぜひ、次年度の決算審査意見書においては、この指摘が消えるように、医者だけではなくて、医療事業、病院事業全体の働きやすい職場づくりに努めていただきたいと思います。来年の決算審査意見書からは消えますよね。

○真栄城守県立病院課長 正直に申しまして、病院で行っている事務量というのは、確かに膨大なものがございます。改善についても御指摘のとおり、こちらとしても十分に努めていきたいと考えています。その中ではやはり、その業務の整理とか、あるいはマニュアル化とか、そういう人の問題だけではなく、解決すべき方法も含めて、そういった指摘が今後継続しないような取り組みを進めていきたいと考えております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 この156人の増、医師不足で現場は非常に医師の確保が大変ということを知っていますが、具体的にどういった形で増員を図るのでしょうか。

○與那覇博康県立病院課医療企画監 委員のおっしゃるとおり、現場の医師不足という状況は、診療科単位で大変深刻ではございます。御存じの方もいらっしゃると思いますが、全国どこでも診療科の偏在、地域偏在というものがありまして、医師はいることはいるのですけれども、やはり特定の診療科一産婦人科とか外科とか、そういうところには希望が少なくなっている状況があります。医師の数自体は、全国的にはふえています。今回はあくまで科単位ではなくて、当直という時間外勤務をしている部分の緩和ということでやっています。実際それをどう考えているかといいますと、現在、基本的に定数枠の問題で、後期研修医とか、そういうところは嘱託研修医という形で非常勤の身分になっておりますが、その中で実質的にちゃんと勤務ができるような方々は、実際、当直勤務を行っておりますので、そういう方たちを定数化、正職員化していくという方向も1つは考えております。もう一つは、今まで離島勤務などの義務が終わった後に、席がなくてということで県外に流出している人材を引きとめるということが1つと考えております。そして、もう一つは、今、保健医療部で進めております地域枠の活用ということを考えておりまして、そこら辺を徐々に担保して行って、これも段階的にしかふやせないと考えており

ますが、この156名の定数を一気に充足できるとは我々も考えてはおりません。ただ、今あるところの定数幅を広げることによって、そういう雇用もしやすくなりますし、また今までは定数の欠員を1人、2人だけ埋めるような意味合いでやっていたものですから、結局そうすると過重労働がちょっと緩和されるぐらいのレベルだったものが、そういう数をふやすことによって当直態勢が緩和されるものですから、よりいろいろな医師が働きやすい環境をつくれると思っておりますので、今よりもさらに医師確保はしやすくなると思います。もちろん従来からやっているように、他府県とかの医師の募集ページを通じて、いろいろ募集はもちろんやりますし、人脈等も使ってやってはおりますが、そういうところでの条件提示の中では医師をこれだけふやすということで、呼び水といいますか、より医師を雇用しやすくなると考えております。ただ、人材確保に対しては、厳しいところがあるということは認識してはしまして、先ほど述べたような後期研修医の活用、離島での勤務義務を終了した対象者の道筋をつくるか、留学している人を呼び戻すとか、地域枠の活用というところにおいて、この定数を充足していこうと考えております。

○上原章委員 今回の労働基準監督署からの是正勧告というのが一つの理由として、当直現場での大変厳しい状況、ましてやちゃんと手当ををしていなかったということで、本来ならもっと自助努力でしっかりやっておくべきだったのかと思いますが、今回、156名をふやすことによって、どれだけの予算が新たに必要になりますか。

○真栄城守県立病院課長 現行、まだ条例改正自体がこれからということもございまして、具体的に予算化している段階ではございません。ただ、先ほどの答弁の中でも少し申し上げましたが、医師の数を156名ふやすことによりまして、約10億円ほど医師の給与、人件費が増加すると見込んでおります。これも内訳がございまして、医師を単純に156名ふやす場合に、大体27億円ほど増額になります。ただ、今回、時間外勤務を減らすという取り組みも並行していますので、そうなりますとこれまで約17億円ほどかかっていた時間外勤務手当が減ると。その分を相殺しまして、プラス10億円という費用負担が新たに発生すると考えております。

○上原章委員 県立病院には持ち出しというものがあるのですが、即これに影響するというような感じですか。この予算の確保というのは、どこから捻出する予定ですか。

○真栄城守県立病院課長 今、委員のおっしゃられたことは、県立病院に対する一般会計からの繰り出しということかと思えます。病院事業会計に対する一般会計からの繰り出しというのは、病院で不採算と言われる政策的な医療を提供していることで、赤字がある程度想定されると。それを埋めるために一般会計繰り入れから補填される形で負担をいただいているということがございます。今回、医師をふやすということで、その中には全てが政策医療ではないにしても、やはり救急とか、周産期とか、厳しい部分に勤務されるドクターというのは、ある程度の割合でいると思えます。それが仮にですけれども、例えば7割程度が政策医療に係る増員となれば、一般会計もこの10億円のうちの—これも単純計算で実際に細かい試算をしているわけではございませんが、7割程度の金額が一般会計からの繰り入れの中に算定されてくると。ただし、当然、病院事業としての持ち出し—これは県立病院が本来持つべき負担分もございまして、それについてはやはり経営改善を図っていかねばいけないと。これについては、なかなか高いハードルではございますが、やはり病院事業の医療提供体制ですとか、それから事務事業の見直し、医療提供内容の効率化、そういったものをもろもろ考えていきながら、県立病院として持ち出すべき分についても経営改善の中で捻出していく必要があると考えております。

○上原章委員 今回こういった勧告の中で改善をとるのですが、私が先ほど話した自助努力というのが非常に大事だと思うのですが、労務環境をどう改善していくか、今回は医者という形になっておりますが、先ほどありましたように、看護師や事務員など、いろいろ関係者の皆さんが現場で相当頑張っておりますが、こういった方々の声というのはどのように、環境を改善していく中で、第三者のそういったところにもそういった窓口があるのか、あくまでも院内でそういった改善のシステムになっているのか、どうなのですか。

○真栄城守県立病院課長 個々の病院で働いている職員全ての働き方、労働環境といったものについては、基本的には各病院の院長—管理者が状況を把握して改善に努めていくということになります。第三者委員会的なものは、経営に関しては設置をしておりますが、今御指摘の労務管理とか、勤務環境といったものについてはカバーできていない部分もございまして、この辺については今後、効率的な経営を達成していくためにも、経営面と実際の医療内容と申しますか、勤務態勢と申しますか、そういったものも含めて総合的に病院事業の改善を図っていく必要があると考えております。今の件を御指摘と捉えて、そ

れについては病院事業局としても検討を行っていく必要があるかと思っております。

○上原章委員 直接は病院事業局を所管する委員会ではないのですが、今回、総務企画委員会で医者の方々の勤務環境の改善という意味での増員の提案がありました。実は、県立病院で働く方々から結構いろいろな相談があります。その都度、その関係部にもつながりますが、例えば看護師の子供が熱発して少しローテーションを変えたいとか、自分の親が危篤の状況でもなかなか休みにくいと。確かにそれが自分の同僚とかに迷惑をかけるということもあるのでしょうかけれども、ただ、相談しても全くある意味では改善が一歩ずつでも改善していけばいいのでしょうかけれども、声が届かないという声もあるのです。ですから、これはぜひ担当部局の一つの大きな課題ではあると思うのですが、今回、是正勧告で出てきた勤務環境の厳しさというのが一つ現実であるということが事実あったわけですから、県立病院の現場でこういった勤務環境の声があるのかは、ぜひ一度全庁を挙げて議論をしていただきたいと思います。できれば第三者委員会など、そういった声を受けとめるようなところも必要ではないかと、議論をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○金城武総務部長 知事部においては、特に働き方改革ということで、今年度かなり知事を先頭に時間外勤務を減らすこと、休みやすい環境、そして今おっしゃるように、子供が熱発したというときに休みやすい環境—まさに、これは例えば一緒にやっている同僚の理解みたいなものがないとなかなか難しい。実際に、総務部でも職員のアンケートなどいろいろなことを今年度やっておりまして、やはり一番同僚など周りが理解を示すことで休みやすい環境ができてくるといいですか、そのところに若い職員の要望がありましたので、こういうことについては病院事業局においても同様に、そういう取り組みというのは必要性を感じていますので、病院事業局長、そして全部局長含めた会議の場もございます。そういう意見交換もして、実際時間外勤務も減ってきていますし、有給休暇の取得も若干ですがふえてきているという状況がございますので、この辺は知事部局でやった取り組みも参考にさせていただいて、病院事業局においても働きやすい環境というのはどこの職場でも一緒だと思いますので、情報共有しながら一緒にやっていければいいかと思っております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○**當間盛夫委員** 今回、医療提供体制の強化で医師の働き改革ということですが、個々の病院に経営が任されている面があると思います。北部病院、中部病院、南部医療センター・こども医療センター、宮古病院、八重山病院、精和病院がありますが、今回、この156名で働き方改革という形のものをとられる中で、各病院何がどう変わるのですか。この働き方改革だけですか、変わるのは。

○**真栄城守県立病院課長** 今回の156名の増員につきましては、まず勤務態勢の適正化といいますか、勤務環境の改善といった部分、具体的に言いますと、いわゆる日勤の延長として勤務をしていた夜勤といったもの、また交替制の形に変わることによって医師の長時間勤務といった状況の改善を図っていくといった形、これは全ての病院共通でございますが、そういった形の取り組みを行うこととなります。ただ、それは現在提供している県立病院の医療機能そのものを、具体的にどの機能を向上するといったことを目的としたものではなくて、今、県立病院が提供している24時間、365日対応できる医療提供体制を今後も引き続き確保していくということを直接的な趣旨としておまして、今回はこの増員だけでもって各病院、それぞれの病院の医療提供体制の機能の中身といった部分が具体的にどう変わるというものではないという状況でございます。

○**當間盛夫委員** 各病院長含めて、医師の増になっていますから、ドクターの皆さんの御意見というのはどういうものがあるのですか。

○**與那覇博康県立病院課医療企画監** 一応、今回の勤務態勢はもちろん病院事業局県立病院課でいろいろ案をつくって今、働き方の部分でこういう働き方にしたら残業という形にならないのではないかとということを各病院長に病院の事務も含めて説明に行って、ゴール地点はそういうことで今、156人の増員が得られれば、一応医師の働き方としては緩和されるだろうという認識は持っていますが、先ほどから述べているように、実際、人材確保ができるかというのが大きな課題ではあります。なおかつ、医師の場合はほかの職種と違い、今回は当直とか時間外というところに目を向けていますが、診療科によってやる業務が違います。ですから、そういうところで当直という部分の仕事にしても差が出るのではないかとこのところがありまして、実際問題、同じようなスキルを持った人たちが平等に雇用できるかというところの課題は大きいと現場からは言われております。そういうところも含めて検討しておかなければいけませんし、確かに当直体制といっても周産期一いわゆる産婦人科部門とか、NICU

部門とか、かなり厳しい部門に関しては、全国的にどこでも医師確保は厳しいところではありますので、そういうところの当直の緩和というのはなかなか大きな課題だとは考えておりますが、今ある取り組みを強化する以前に、先ほども話したように、一遍にこのように人をふやせますというところの呼び声もありまして、医師の数を拡充していければと思っております。今、現場では、1人ふえてもそんなに業務の負担軽減にならないというところがありまして、焼け石に水の的な要素がありました。今回からはちゃんとそういう要件を満たす人がいれば一遍に雇用できるという状況がありますので、その辺は現場の医師も評価していると聞いております。

○當間盛夫委員 枠的なもので、この定数で156名という形をとると、必要とされている部分に行くことは大事だと思いますし、医者でも、安全性を考えると24時間一例えば2日もずっと当直しているというような働き方というのはだめなはずでしょうから、患者の安全確保の身からも働き方改革は大事だと思いますが、質を確保することも大事なのです。県の職員とか事務職とは一緒ではないわけですから、タイムカードを押して帰れるかと言ったら、患者によっては違うでしょうから、そういった部分でのあり方を本当にこれからどうしていくのかということもあるはずでしょうし、現実問題、当直がなくなって、今の県立病院の医師の皆さんの報酬的な変化は出てきますよね。この辺については、当直がなくなるわけですのでドクターの皆さんのいろいろな御意見はあると思います。県立病院課長が言うように、本来156名に実質給与ということになってくると、27億円の増というのがあるのですが、時間外勤務がないということで、当直部分をふえた医師で賄うということになってくると、今やっている皆さんのそういった部分での減少の分がなくなったときにドクターの皆さんが県立病院で働くよりは、民間に移ってやったほうが良いというようなドクターも出てくるのではないかと思います。その辺はどうなのですか。

○與那覇博康県立病院課医療企画監 今おっしゃるような指摘は確かに懸念される場所ではあります。ただ、現実的に、働き方をとるのか、いわゆるワークライフバランスという言い方をしますが、それをとるのか、給与の増額というところは確かに個人差がある話ではあります。実際問題、今、大幅に時間外勤務としてやっている勤務のあり方自体がおかしいという認識を現場は持っておりますので、これだけの勤務をしているので、これだけの給与をもらっているという自覚はありますので、当然、その時間外勤務がなくなれば給与が減っていくという認識はありますが、個々のドクターがどの程度そこら辺で給与が

減るイメージを持っているかと言われると、実際に、その医師が完全に充足するイメージがまだ得られていないので、実感がないというのが正しいかと思えます。ただ、ドクターによって言い分が違うところもあります。子供が小さいとか、生活環境で家に帰りたくても帰れないという状況の中で仕事をされている方は、今の時間外勤務手当が多少減っても、もっと家庭に接する機会が欲しいという方もいらっしゃいますし、逆に家庭を持っていなくて、まだ若くて元気な方は確かに時間外勤務をこのぐらいでやっても構わないという方もいらっしゃいますが、今の働き方自体が労働基準監督署から違法とされている以上、やはりちゃんと是正をしていかなければいけないですし、適正な範囲内の労働管理といいますか、勤務状況の中で給与も支払わなければいけないので、この辺はこれからもっと丁寧に話していく必要があると感じております。

○當間盛夫委員 ぜひこの辺は我々にも示してもらいたいと思えます。どうしても予算をつけてやる分があって、今言ったように、ドクターも決して奉仕活動ではないわけですから、その分で高い意識を持ってやってもらえるというのは、ありがたい話ではあるけれども、実際に我々が審議するというのは、今言う人数で予算が、人件費がという話をするわけですから、そういった場合でドクターの給与がどういう形で減少するかが見えてくるということは、ぜひまたこれは出してもらいたいと思っております。

経営改革というお話があったのですが、事務職だとか、看護師の分がありますが、皆さんがやられた病院の経営改革の部分で、人的なものでどれぐらいの削減を見込んでいるのですか。

○真栄城守県立病院課長 現在の県立病院のこういった増員も含めて経営改革につきましても、例えば人を削減するとか、そういった形の人的な削減を直接検討しているものではございません。基本的には病院事業の中でも収入—これは診療報酬等で法定の金額が決まっている分はございますが、やはり医療提供体制を拡充することによって必要な収入を確保していくということ、それと経費—費用につきましても、人件費以外にも例えば材料費と言われる医薬品とか診療材料、委託料といったものについても細かく精査をしていって、うまく適正化といいますか、縮減・圧縮を図っていくという余地はまだあるのではないかと考えています。そういったものを含めて、いわゆる人を削るとか、そういった人の待遇を低下するといった形で経営改善を達成するということは困難だと思っておりますので、そうではない形で経営の健全化に取り組んでいく必要があると考えております。

○**當間盛夫委員** それとは別に施設的な経営改革はどういう形を出していますか。

○**真栄城守県立病院課長** まず、県立病院は6病院ございまして、それぞれ恒常的に施設整備といったものが必要になってきます。病院事業としましては、これまで施設が老朽化した場合に、改築・移転等の対応をとってきておりますが、やはりこういう施設管理についても莫大な費用がかかるということもございしますので、病院事業としましてはファシリティマネジメントといった手法を取り入れまして、今後の施設の改築・建てかえ等については、長期的な観点から投資をするのか、あるいは修繕して対応していくのかといったことの検討を行いながら費用の適正化を図っていききたいと。具体的な計画は次年度検討する予定になっておりますが、そういったものの中で、施設整備とか、投資にかかる費用の適正化についても取り組んでいく必要があると考えております。

○**當間盛夫委員** きょう、病院事業局長はお見えではないので、行財政改革のトップは総務部でやらないといけないというところがあるはずでしょうから、ぜひその辺は病院事業局も含めて行財政改革の中には人的な分でどれだけの効果があるということはぜひ見えるような形で我々にも示してもらいたいと。一方では、やはり事務職員が少ない部分で効率が悪くなっているのではないかと、もろもろあるわけですから、そういった部分を示してもらいたいし、ファシリティマネジメントの分でも単に老朽化しているから建てかえというようなものではなくて、今現在ある中でも水とか光熱費の部分での削減のあり方というような方法というのは、いろいろな形で病院事業局は企業から提案を受けているはずでしょう。しかし、これも全部病院任せになっているはずでしょうから、その辺の施設の経営管理も含めてどうあるのだというものもぜひ見える化しないと、何がどう改善されたのかということは見えてこないと思っています。この辺の改善は必要だと思いますが、これは総務部としてはどう考えていますか。

○**金城武総務部長** 病院の定数のお話につきましては、今、例えば看護師の勤務態勢を改善することで収益が上がるという形で、どちらかといいますと、病院事業局については定数を増員してきたということが流れになっております。ただ、やはりそのあたりは総務部としてはまた逆にこの間の定数増することで本当に収益がきっちり上がっているのかどうか、そのあたりも検証しながら今

後の定数を増員するときには、しっかりと中身を精査した上で対応していきたいと思っております。そういう意味では、実は、平成30年度に経営の支援といえますか、人件費を含めて平成30年度の予算に計上してございますので、しっかりと今後、病院事業局の中で経営改善に取り組んでいただくということで、保健医療部も窓口になっておりますので、保健医療部長と病院事業局長、そして総務部長の3者で話し合いをして、今回こういう支援もしていこうということも確認をして予算措置もしております。そういう意味でしっかりと病院事業局の経営改善に向けて一2年連続赤字という形で出てきております。その中でさらに労働基準監督署の御指摘がございましたので、これも含めてとなるとなかなか現実的に今後の経営というのは非常に厳しいものがあるということはお互いの共通の認識であります。それを政策医療を担いながら、いかに持続的な病院経営ができるかというところは非常に大きな課題ではありますが、総務部も一緒になってかかわって病院経営、そして医療提供体制がしっかりと確立できるように、総務部としてもその辺の意味でのかかわりを持って取り組んでいきたいと考えております。

○當間盛夫委員 これから病院事業局の予算は本当に厳しくなるものと思っております。どうしてもこれから北部病院の拠点化とか、いろいろ出てきますし、県立病院に与えられる分で高度化という形になってくるでしょうから、予算的なものは高度化をすればするほどお金がかかるのです。そういったことを含めてもっと民間の病院ともどう連携をとって、どう経営改革も進めながらやっていくかと。県民一我々の生命の安全・安心というのは皆さんが担っているところもありますので、それもバックアップしながらやっていきたいと思っておりますので、頑張ってください。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 国が社会保障費をどんどん削減して、診療報酬もなかなか厳しい状況が続いていく中、医師の156人の増というのは大変評価できるものだと思います。一方で、全国的に見て、公立病院の定数—これは改定後3120人になって、医師の数もふえているわけですが、これは全国と比べて沖縄の公立病院はどういった状況にあると言えますか。

○真栄城守県立病院課長 全国の公立病院につきましては、沖縄の県立病院と

規模や立地、医療提供の内容などさまざまなものがございまして、単純比較というのはなかなか難しい点がございましてけれども、統計的な数字で申し上げますと、これは地方公営企業法一公営企業年鑑から出てくる数字でございまして、病床100床当たりの職員数という数字がございまして、沖縄県では平成28年度の100床当たりの職員数が157.2名。それに対して、時点は少し古いのですが、平成26年度の全国平均では、100床当たり127.6名ということで、現在、沖縄県の病院事業のほうは全国の公立病院の中では厚めに配置をしている状況はあるかと思えます。

○比嘉瑞己委員 離島を抱える本県ですが、こうやって全国よりも多く配置しているということは評価できるものだと思います。今回、定数をふやすわけですが、実際の充足数といいますか、医師不足が指摘されていますが、今の状況はどういった状況ですか。

○與那覇博康県立病院課医療企画監 2月1日時点において、医師定数398名に対して、現員数は388名で、正職員数351名、臨時職員37名、そのうち休職者4名でありまして、休職者を含む欠員数は14名となっております。欠員数の充足については、県内外等の従来から取り組んでいる医師派遣要請等の求人広告や人的ネットワークの活用によって医師確保には努めております。一方、今回の改正については先ほどから述べているように、労働基準監督署から医師の長時間労働については是正するように勧告を受けていることでもありますので、医師の時間外労働の縮減を図るために行うものであるとして計算したものであります。よって、先ほども説明しましたが、各病院の診療科単位に当直とか、そういうところの人数を全部計算したのが今の定数であります。

○比嘉瑞己委員 現行でもなかなか確保が難しいところだと思いますので、先ほど言った対策でしっかりと定数を満たしていくような努力を行っていただきたいと思えます。

今回の発端となった労働基準監督署の是正勧告ですが、沖縄県は全国と比べてもこれまで時間外勤務という形で対応してきた残業代になっていましたが、全国は手当という形でむしろ報酬としては少なくなっていたと聞きます。こうした中でその時間外手当を今度はきちんと正規の労働時間と認めて定数として認めたという点でも、やはり大きな取り組みだと思います。全国ではこうした時間外や休日の勤務について、しっかりと正規労働として雇っている県というのはありますか。

○真栄城守県立病院課長　なかなか正確な状況、個別具体的な状況—例えば労働局で近年さまざまな観点から各県の公立病院に調査が入ってさまざまな指摘が出ておりますが、今回沖縄県が取り組むような、いわゆる休日・夜間を正規の時間として、それに必要な要員を定数増でもって確保するといった取り組みを行っている県は具体的には把握しておりません。

○比嘉瑞己委員　最後、総務部長にお聞きしたいのですが、今回、本来156人ふやしたら、人件費としては27億円の増だけれども、残業代17億円が必要なくなるので、10億円の増で済んだと。確かに財政支出はふえますが、時間外労働として残業代みたいな形で払うよりは、こうやってきちんと態勢を整えたほうが医師の皆さんにとっても、県民にとってもいいことだと思います。こうした働き方が問われている中で、しっかりと態勢構築に向けては、医師だけではなくコメディカルも含めて引き続き頑張る必要があると思いますが、最後に総務部長の見解をお聞かせください。

○金城武総務部長　今回の156名の医師の定数増につきましては、まさに法令にしっかりと適合するような形で勤務態勢を構築する、定数を増員するということで、病院事業局と総務部で調整をしてそういう提案をしているところでございます。それ以外も含めて病院の全体の働き方、あり方と申しますか、それについては病院事業局は経営改善計画というのをお持ちでございます。トータルでいろいろな経営改善をした上で、必要な医療を提供するために必要な経費は一般会計から繰り出すということも前提でございますので、しっかりと県民への医療提供体制を確立するという前提で、この辺の改善できるものは改善していただいて、県民への医療提供体制を確立できるように総務部としても調整して取り組んでいきたいと思っております。

○渡久地修委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○渡久地修委員長　質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第5号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 説明資料の2ページをごらんください。

乙第5号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

この議案は、新たに協議が整った水道法または農地法に基づく知事の権限に属する事務の一部について市町村が処理することとするほか、那覇市に移譲している医療法等に基づく病床の種別の変更の許可等に係る事務について、県が行うこととする等の必要があるため、条例を改正するものであります。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第5号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 農地法についてですが、これは農地法の賃貸借等の解除等の許可に関する事務ということで、農業委員会があるところ、ないところ、これは農業委員会がないところは県で賃貸借の権限とか、そういうものをするのかと思ったのですが、農業委員会があるところでも全く同じ条件なのですか。

○馬場剛農政経済課班長 農業委員会のない市町村については、市町村の行政担当課のほうで行っています。

○又吉清義委員 市町村担当課で行うのですが、権限が県にあるからこれを市に移譲しようということですよ。もともと市にあるものを、別に皆さんには報告だけかと思っていますが、例えば市で賃貸借の許可をしたものを県に上げて、できる、できないの判断をしているのか。その皆さんで解除という権限を移譲するのかなと思うのですが、その関係についてもう少し説明できますか。

○馬場剛農政経済課班長 この第18条の権限というのはおっしゃるように、賃貸借の解除を行うときに県知事の許可が必要というものなのですが、通常、農地法上、県の許可とされておりますので、農業委員会がある市町村、ない市町村に限らず全て県の許可が必要となっておりますが、今回の事務処理特例の条例でその権限を希望するうるま市に移譲するというので、移譲後はうるま市

で解除の許可が出せるということになっております。

○又吉清義委員 解除の許可が出せるということで、非常にいいことなのですが、もう一つ、農地法の賃貸借を結ぶ場合に、最初は市町村の許可を得て初めて県に申請ができるかと思うのですが、逆の作用として、例えば市町村で賃貸借を結んだら県に上げて、「これは、許可しません。」とか、「許可します。」とか、そういったことがあったのかと思っておりますが、私は市町村で許可したのに関しては、この賃貸借は全てオーケーで、皆さんには報告義務だけだったと思っておりますが、皆さんのほうでこれを解除する場合、皆さんの許可が必要というのは、各市町村の農業委員会に諮って、そこで「これは借りません。」と解約すればそれで終わるとしか思っていなかったのですが、それとは全く別なわけですね。

○馬場剛農政経済課班長 委員のおっしゃっているのは、最初の契約する場合のことだと思いますが、これにつきましては農地法第3条で既に農業委員会が許可すると。既に法律上、許可権限は市町村農業委員会に移っています。そして、解除する場合については、耕作者の権利保護や経営安定の観点から県知事の許可が必要とされております。ですので、解除する場合は県に申請が上がってくるということになります。

○又吉清義委員 ですから、それについていまいわからないのですが、例えばAさんとBさんが賃貸借を結んで、市町村農業委員会に諮って、そこで許可する、しないは、市町村で1段階踏みますよね。ですから、県で「Bさんは借りません。」となった場合、「こういうことは認めません。」となった場合には、解除できないのかと。借りたものを県が「解除しません。」と言ったらできないのかと。市町村で「別に、よろしいですよ。」と言えば、県がそこまでかわる必要があるのかと。

○馬場剛農政経済課班長 農地法上の規定に合致するものであれば、県は許可をすることができますので、解除の内容が農地法上の規定に合致するかどうかというところになってきます。例えば、賃借料を払っていないといった場合は農地法上の解除の許可を出すことができる内容になってきます。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、渡久地委員長から、現状、農地の賃貸借契約を許可する権限は市町村にあり、双方の合意がない場合の賃貸借契約解除の許可権限は県にあるため、その許可権限を本条例でもって希望する市町村に移譲するものであるとの整理が行われ、又吉委員も了承した。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第5号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第6号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 説明資料の3ページをごらんください。

乙第6号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

この議案は、工業技術センターの機器の使用料について徴収根拠を定め、額の適正化を図り、または廃止するほか、土壤汚染対策法の一部が改正されたことに伴い発生する新たな事務に係る手数料の徴収根拠を定めるものとなっております。

そのほか、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う手数料額の改定等を行うものであります。

施行期日は、平成30年4月1日としております。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第6号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 ただいまの議案に関して、まず工業技術センターの機器の使用料について伺います。

老朽化によって廃止された装置が多くあります。老朽化で廃止ということはわかりますが、その使われ方といいますか、十分使われていたけれども、老朽化だから廃止なのか、もう使用頻度がなく、老朽化したから廃止なのか御答弁をお願いします。

○市場俊雄工業技術センター班長 工業技術センターの機器の中で今回廃止するものに関しては、老朽化が進んでいて、修繕の見込みがないものですが、過去2年間ないし3年間の使用実績を確認して、その間に使用の希望がなかったもの、また使用実績がないものに関しての廃止になっているため、影響はないと考えております。

○当山勝利委員 これに関しては廃止ということなのですが、次に定量分析の手数料のもので、装置が廃止されるのでこの分析ができない、定性・定量・材料試験・食品試験があるわけなのですが、これは廃止することでまず影響はないのかということと、廃止しても別途、今ある装置でできる分析なのか、試験なのか、御説明ください。

○市場俊雄工業技術センター班長 個々にお答えする必要があるかもしれませんが、総論としては、定性分析と定量分析のほとんどのものに関しては、今、民間で定量分析・定性分析を行う機関がありまして、そちらに分析を依頼される企業がほとんどになっていて、我々のところでは証明書が出せないということもありまして、定量分析・定性分析が依頼されるということはほとんどないということがあります。

もう一つ、この中の2つの機器に関しては、他の機関一県の商工労働部が管轄している沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターに同様の機械がありまして、そちらでの分析依頼がふえているということで、我々のところでの分析を廃止しても影響はないと考えています。

○当山勝利委員 民間への分析依頼が多いということと、先ほど証明することができないとおっしゃっていましたよね。これはそもそもそういうことができなかったということでしょうか。

○市場俊雄工業技術センター班長 言葉がちょっと足りませんでした。

分析結果に関しての成績書という形での証明書は私たちのところでは出せませんが、これは法的な根拠を持った成績書になっていないため、例えば食品の表示

などで使う場合に、我々のところで行った分析の結果をそのまま使うということができないために、法的な権限を持つような証明書を出せるような機関に依頼されるというのが今、ほとんどになっています。

○**当山勝利委員** 多分、民間に頼むと1分析当たり結構な額を請求されるような話を聞いてはいます。今回、廃止されたものの分析の手数料というのは、1万円もいかない、高くても9160円、安いものは1050円程度のものなので、これが民間にいくと一わかる範囲で構わないのですが、どの程度の費用がかかるのか御存じですか。

○**市場俊雄工業技術センター班長** 今、正確な数字は持っておりませんが、この数字に関しては、すごく大きな差があるものではないと認識しております。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。
當間盛夫委員。

○**當間盛夫委員** 今回、土壤汚染対策法が4月1日から施行されるということがありますが、概要で、汚染土壌処理業は、今県内にどれぐらいの業者があつて、今回これが知事の許可を受けなければいけないという形になっていますよね。何か手続を踏まないといふ今までは、知事の許可は必要なかったということなのですか。ちょっとその辺を教えてください。

○**宮平良成環境保全課班長** まず、県内の汚染土壌処理施設の許可状況ですが、現在、セメント処理施設になるのですけれども、1社ございます。今回の手数料の件ですが、これについては土壤汚染対策法で処理施設の譲り受けや相続等の承認という手続が土壤汚染対策法でできまして、それに伴う手続として知事の承認が必要になってきます。そして、それに伴う手数料を設定する必要がありますので、今回の変更内容が必要になってきております。

○**當間盛夫委員** これまでこの1社というのは、知事許可ではなかったということなのですか。

○**宮平良成環境保全課班長** 処理施設の営業の許可については、知事の許可が必要でした。今回は、その処理施設の業務許可を一例えば、他社に譲り受けたりすることが法律で決められましたので、その手数料を設定するための内容と

なっております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第6号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第66号議案包括外部監査契約の締結についての審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 説明資料の4ページをごらんください。

乙第66号議案包括外部監査契約の締結について御説明をいたします。

この議案は、平成30年度の包括外部監査契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。議案の内容は、契約金額の上限を1051万9000円と定め、契約の相手方を弁護士の当真良明氏とするものであります。

以上で、乙第66号議案包括外部監査契約の締結についての説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第66号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第66号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第67号議案沖縄県監査委員の選任についての審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 説明資料の5ページをごらんください。

乙第67号議案沖縄県監査委員の選任について御説明をいたします。

この議案は、沖縄県監査委員4人のうち、議員選出の委員1人が平成30年3

月31日に辞職することに伴い、その後任を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。監査委員の議員選出の委員は、地方自治法第196条第1項の規定により、議員のうちから、知事が議会の同意を得て、選任するものであります。

御提案いたしました西銘純恵氏については、去る平成30年1月30日に県議会議長から推薦をいただいております。

以上で、乙第67号議案沖縄県監査委員の選任についての説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○**渡久地修委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第67号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**渡久地修委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第67号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第68号議案副知事の選任についての審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○**金城武総務部長** 説明資料の6ページをごらんください。

乙第68号議案副知事の選任について御説明いたします。

この議案は、浦崎副知事の辞職に伴い、その後任を選任するため、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

御提案いたしました謝花喜一郎氏は、昭和59年に沖縄県に採用後、30年余りにわたって沖縄県職員として県行政に携わり、平成24年に企画部長、平成28年に知事公室長の要職を務めております。また、沖縄21世紀ビジョン基本計画の策定、基地問題への対応などその行政手腕は高く評価されており、その豊富な知識や行政経験から、副知事として適任でありますので、議会の同意を得て副知事に選任したいと考えております。

以上で、乙第68号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○**渡久地修委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第68号議案に対する質疑を行います。
質疑はありますか。
又吉清義委員。

○又吉清義委員 本会議場でもありましたが、やはりそれぞれ部署の担当がある中で、今、新聞では新副知事は基地問題を担当すると。現職の副知事とポジションや中身を交代することに関しまして、今から協議をするということなのですが、今から協議をするポジションの範囲というのは、見てる部署、例えば審議会など全てのものにも影響してくるかと思いますが、これは全て今から入れかえるということで理解していいのか、この部分だけ入れかえるのか、皆さんはどのようなお考えをお持ちですか。

○金城武総務部長 副知事の担任事項というのは、規程がございまして、どの部局を担当するかというのをまず決めるということが内容になっていますが、これについてはまだ知事と調整をしていなくて、これから調整することになりますけれども、まだ細かく調整はついてございませんので、方向性としてそれぞれの経験や専門分野を生かす方向で調整していこうと。今、我々が想定しているのは大まかな方向ですが、富川副知事が経済・産業分野といいますか、その辺の部局を担当する。謝花氏については、基地問題を分掌する部局など、その方向で今、調整をしていこうかと。これは今、事務方の総務部で考えている方向ですが、具体的に、知事とはこれから調整していくということになります。

○又吉清義委員 再度、お聞きしますが、担当部署により各協議会や諮問委員会などでいろいろな役職を持っているかと思えます。ですから、部局を変えたけれども、役職は一緒だと中身はかなり違うことになるのではないかと思います。やはりその部局を担当しているからそれにふさわしい委員会であり、諮問機関であり、そういった協議会に出席をし、その一員となっているかと思えますが、やはりそれも変わることになるのか、それとも現体制でいくのかということを確認いたします。

○金城武総務部長 要するに、担任事項といいますか、担任の部局がもしそれぞれ変われば、やはりその所管する副知事がいろいろな一例えば、庁内の協議会等の本部長とか、会長とか、役職がいろいろありますが、そこにつくという、事務の流れとしてはそういう方向で整理されていくと考えています。

○又吉清義委員 そうなった場合に、これからかなり厳しいと思うのが、例えば、この役職について任期満了にならない間に入れかえをする、そしてまた、こういう取り決めであり、これは至難の技になるのかと思います。具体的に、例えば今の富川副知事が持っている部局の役職といいますか、そういった協議会であり、諮問委員会であり、どのくらい持っているのか、その辺を資料としていただけませんか。

○茂太強行政管理課長 今、御指摘のあった資料については、こちらから提出したいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 本会議でも質疑がたくさん出ましたが、総務部長として、知事から副知事の人事について総務部長に話があったのは、いつだったのですか。

○金城武総務部長 話をお聞きしたのは、3月7日、水曜日になります。

○中川京貴委員 正直に言って、うちの会派も質疑で寝耳に水だったということを書いていましたが、総務部長もそうだったのではないですか。

○金城武総務部長 確かに聞いたのが3月7日で、知事が会見されたのが3月9日ということで、私は特に議会との関係もございまして、早目に指示をいただいたといいますか、議会側との調整を早くやるようにということで、知事から3月7日にそういう御指示をいただいたところでございます。

○中川京貴委員 我々、自民党会派、決して謝花知事公室長が副知事に適材である、適材ではないという問題ではなくて、今回の取り扱いについては余りにも乱暴だなと。なぜならば、本会議でも出ていましたが、人事案件については与党も野党も、大事な県民の生活向上に対しても大切なものだと思っています。ただ、企業局も含めて総務部長など、ある程度の内定が決まった後に副知事が辞任をすればと言ったら、また玉突きで変わりますよね。管理職の職員人事の全てに影響したと思っています。そういった意味では余りに乱暴ではなかったかと思っていますが、総務部長の率直な意見を聞かせてください。

○**金城武総務部長** 御指摘のように、急な追加提出議案ということで、議会の日程も変更するような形で、そういう意味では議会にも御負担をかけたことは本当に申しわけないということになります。これは年度のかわり目にやはり新しい体制で三役も含めてスタートさせていただきたいということで、御理解いただきたいということで今回、提案しているところでございます。玉突きでというお話もいろいろありましたが、県として企業局長の人事の内示というのは、実はやってはいません。マスコミには出ておりましたが、県が正式にマスコミに情報提供をしたのは、ラインの部局長—知事公室長を初め、何々部長と—会計管理者も含まれていますが、そこだけを我々は県として正式に発表したところでございまして、企業局長についての県としての正式な発表はしておりません。ただ、マスコミでこういう発表が出たというところでございます。

○**中川京貴委員** きょう、本会議で総務部長は、決裁に当たっては口頭決裁も起こり得るとおっしゃっていましたが、これまでもそういった口頭決裁があったのですか。

○**金城武総務部長** 決裁というのは、ある意味、口頭でもできるということになっております。もちろん基本は文書ではございますが、要するに、2月9日にラインの部長だけ呼び出して、知事からある意味内示という形で知事の決裁といたしますか、それがあって、3月7日に決裁を得たというのは、それ以外も含めて全部局長、出入り表みたいに整理したものを今度はきっちりその他以外の部局長も含めて、外郭団体も含めて決裁をもらっているということなのです。県の内示の仕方というのは、これまでも過去からずっと一貫してそういう形でやっているというところでございます。

○**中川京貴委員** 決裁する前に新聞等に出たという情報の管理については、どう考えていますか。

○**金城武総務部長** 私自身も新聞に出たときは、非常に驚きましたが、やはりそういうことはあってはならないと。我々としては当然、県として正式に発表して、マスコミに出るべきだと思っております。ただ、どういう形で情報が流れていったかというのは、我々も一応確認をしていますが、なかなか確認できていないところでございます。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**渡久地修委員長** よって、乙第68号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○**渡久地修委員長** 再開いたします。

次に、総務部関係の陳情平成28年第40号外1件の審査を行います。

ただいまの陳情について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

金城武総務部長。

○**金城武総務部長** 総務部関係の陳情案件につきまして、お手元にお配りしております総務企画委員会陳情説明資料に基づき、御説明いたします。

表紙をめくっていただき、陳情一覧表をごらんください。

総務部関係は、陳情が継続2件となっており、新規の請願及び陳情はございません。

陳情の継続2件につきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、総務部所管の陳情について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○**渡久地修委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、総務部長の退任挨拶。その後、説明員入れかえ。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、乙第7号議案沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、企画部長の説明を求めます。

川満誠一企画部長。

○川満誠一企画部長 それでは、企画部所管の乙第7号議案について御説明いたします。

議案は、冊子の平成30年第3回沖縄県議会（定例会）議案（その3）の57ページにございますが、説明は、お配りしております平成30年第3回沖縄県議会（2月定例会）乙号議案説明資料にて行いますので、こちらをごらんください。

説明資料の1ページをお開きください。

乙第7号議案沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、独自利用事務の追加及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

概要について御説明いたします。独自利用事務を定める別表第1に、ウイルス性肝炎の患者に対する治療のための医療費の助成に関する事務を追加いたします。また、別表第3中4の項に定める情報が法で制定され、法と重複することから削除するものであります。

この条例は、公布の日から施行する予定であります。

以上で、乙第7号議案の説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、乙第7号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 これ対象となる事業がふえるわけですが、該当する対象者というのは、大体何人ぐらいいらっしゃいますか。

○山川宗貞地域保健課長 この当該認定に関しましては、平成28年度ですと、認定者数が約760人となっております。B型に関しては大多数を占めておりまして、607人ということで、大体600人前後の方たちが恩恵を受けるということになります。

○比嘉瑞己委員 この制度が導入される前から個人情報の漏えいが問題視されているわけですが、今回の改正によって情報をどうやって守っていくかというところで、何か変わったところがありますか。

○山川宗貞地域保健課長 こちらのほうでは特に変わりはないかと思えます。

○比嘉瑞己委員 最後に、このマイナンバーカードの県内の発行状況はどのようになっていますか。

○松永享市町村課長 マイナンバーカードの県内の発行状況ですが、沖縄県では約12万枚が発行されておりまして、率で言いますと、約8.1%の発行となっております。

○比嘉瑞己委員 全然、普及も進んでいなくて、国民の信頼を得ていないと思います。国の法律とはいえ、個人情報の取り扱いについては慎重を期していただきたいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第8号議案沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、企画部長の説明を求めます。

川満誠一企画部長。

○川満誠一企画部長 それでは、企画部所管の乙第8号議案について御説明いたします。

議案は、冊子の平成30年第3回沖縄県議会（定例会）議案（その3）の58ページにございますが、説明は、お配りしております平成30年第3回沖縄県議会（2月定例会）乙号議案説明資料にて行いますので、こちらをごらんください。説明資料の4ページをお開きください。

乙第8号議案沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、公職選挙法等の一部が改正されたことに伴い、沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動に係る費用の公費負担限度額を引き上げるとともに、沖縄県議会議員選挙における選挙運動用ビラの作成に係る費用について、公費で負担する根拠を定めるものとなっております。条例改正後の公費負担限度額の算定に係る単価は、公職選挙法施行令において定める単価と同額となっております。

この条例は、公布の日から施行する予定であります。ただし、沖縄県議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る費用について、公費で負担する根拠を定める改正規定は、平成31年3月1日から施行する予定であります。

以上で、乙第8号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、乙第8号議案に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 県議会議員の選挙におけるビラの上限枚数なのですが、1万6000枚というのがあるのですが、上のものとビラのもので5万枚以下、そして5万枚を超える場合という2通りがあるのですが、この1万6000枚という上限は何か法律がありましたか。

○小橋川健康市町村課班長 沖縄県議会議員選挙で使用するビラの1万6000枚というのは、公職選挙法にてその上限が定められております。

○當間盛夫委員 この1万6000枚の改正単価というのは、7円51銭という認識でいいのですか。

○小橋川健康市町村課班長 そのとおりでございます。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、企画部関係の陳情平成28年第67号外7件の審査を行います。

ただいまの陳情について、企画部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

川満誠一企画部長。

○川満誠一企画部長 それでは、企画部に関する陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会陳情に対する説明資料により、処理方針等を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、陳情の一覧表がございます。

企画部関係は、継続陳情が7件、新規陳情が1件となっております。なお、継続陳情7件に係る経過・処理方針等につきましては、前回の11月定例会時点から変更はございませんので、今回は説明を省略させていただきます。

新規陳情についてのみ、御説明いたします。11ページから12ページにかけて、新規陳情1件の要旨及び経過・処理方針等を記載しております。

12ページをお開きください。

陳情第26号地域住民の生活道及び機能していない里道の払い下げによる地域住民の生活権の侵害に関する陳情につきまして、処理方針等を読み上げて御説

明いたします。

1、2について、当該土地を含む那覇市牧志1丁目の一部は、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法により、昭和52年に位置境界不明地域として指定され、昭和56年に位置境界明確化調査を実施しております。位置境界不明地域では、一筆ごとの境界確認ができないことから、小ブロックに区分した上で、ブロック内の土地の所有者全員の協議により、各筆の土地の位置境界を確認しております。関係法令に基づきブロック区分、図上確認及び現地確認の各段階において、土地所有者全員の同意及び署名押印が必要となる、いわゆる集団和解方式により調査を実施し、調査結果に基づき作成された地籍図及び地籍簿については、一般の閲覧に供して、誤り等を訂正する機会を設けています。当該地域につきましては、上記所定の手続を経て、昭和61年1月13日に内閣総理大臣より認証されていることから、当該調査は、適法かつ適切に処理されたものと理解しており、陳情者に対してその旨説明し、文書においても回答しています。

3、4及び5について、里道等国有財産の払い下げ、里道の管理及び不動産登記法第14条に基づき登記所に備え付けられる地図に係る事務については、関係法令等に基づき、所管している機関において処理されるべきものと考えます。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針等の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 新規陳情の処理方針11ページで、適切に処理されて昭和52年に位置境界不明地域に指定され、しっかり位置境界明確化調査を実施した後、各筆の土地の境界を確認して、法令に基づいて区分が適正に行われたというような内容になってはいるのですが、陳情者は、ここで納得していないというような部分が見えるのかと思います。実際に里道がないと、この道グワァーなのか、墓まで到達できないというような内容があるのですが、それについては彼

らに通っていた道そのものというのがもともと彼らが言う里道ではなかったという位置づけなのか、ブロックでちゃんと明確にしたというのは、どういうものですか。ちょっとその辺のところを教えてくださいたいと思います。

○比嘉悟土地対策課副参事 こちらについては処理方針で書かれているとおり、陳情者には再三御説明しているところではございますが、委員御指摘のとおり納得はされておりません。こちらについては、ちょうどお墓の前に横長の土地がございまして、処理方針でも書かれているとおり、手続を踏んで民間の土地ということになっております。実は、今は業者の買い上げによって更地になっていますが、戦後、こちらは開放されてから木造の住居が密集していたところとございまして、墓地の前は以前から建物と申しますか、木造の建物が密集していたところと申します。実は今回、たまたまその土地を業者が買い上げて更地になったので、陳情者の方が境界を確認したところ、里道はないということでこのような申し立てをしているところと申しますが、以前からこちらは地籍上、道がないということになっておりまして、それについてはお互い隣接の土地の方同士の通行権についての調整が必要ではないかということで助言もしているところと申します。

○仲宗根悟委員 では、今おっしゃるように、当時は里道だと陳情者が考えていた部分がそうではないと。そして現在は、そこを含めて購入者がいらっしやって新しい地主ができた。そこは里道として使えないので、通ることはできないところになり、所有者と陳情者はどうにか話し合いをもって、進入の部分の確保と申しますか、それをやってもらいたいというのが県の今の立場ですか。

○比嘉悟土地対策課副参事 御指摘のとおりでございます。

○仲宗根悟委員 陳情しているというのは、何か制度上の問題なのか、あるいはここに里道があったのに納得できない部分はその辺なのか、そこは今おっしゃったような協議を重ねていって、進入の部分は確保しないといけないところが県の今のスタンスと申しますか、そのように申し上げるしかないのですか。

○比嘉悟土地対策課副参事 御指摘のとおりでございます。囲繞地通行権という民事上の手続があるのですが、そのような話し合いにしかならないのかと。どうしても地籍上里道がないので、そのような形で助言もさせていただいてい

るところでございます。

○仲宗根悟委員 もう一つ不思議なのは、処理方針の中にある昭和52年までさかのぼって行って、そこで各筆の隣同士の位置境界というのは確認をされたというわけですから、当然、陳情者もその周辺の土地の所有者であるわけですから、しっかりそこに出て境界の確認なりをしていないのですか。

○比嘉悟土地対策課副参事 こちらについては、位置境界不明地域ということで一ちょっと長くなりますが、こちらはいわゆるブルーの小ブロックということで、こちらの31筆の土地の一まとまりとして、この方全員の協議によってまず枠を決めましょうと。その中でお互いのお墓とか、宅地の位置を話し合いで決めましょうと。それを図面で作成します。それを確認ということで書面を用意していただいております。そして、その図面をもとに現地にくい打ちをして、また現地確認書ということで現地での立ち会い及び確認をさせていただいておりますので、そういった形で陳情者の方も含めて31筆ございますので、全土地所有者の合意を得ているところでございます。

○仲宗根悟委員 では、先ほど申し上げたように、土地を購入された方々、進入路として使っていた地主、その辺はこの地主の皆さんと今回購入された方々との協議以外にないわけですね。

○比嘉悟土地対策課副参事 今のところはそういう形になると思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣光荣委員。

○新垣光荣委員 その土地に関して、分筆による通行ができなくなったときには権利が発生すると思うのですが、そういうのはどういう経緯になっているんですか。

○比嘉悟土地対策課副参事 こちらは、分筆というよりももともと地籍調査の際に、お墓が十何筆くらいずらっとあるところでございますが、そこはお墓全てが、民有地に面しているところでございまして、どうしても里道といいますか、道路がないということでございます。こちらはいわゆる民法上の囲繞地通行権の話はできますので、いろいろと要件とかあると思いますが、そういうよ

うな話し合いは十分可能だと考えております。

○新垣光栄委員 その囲繞地通行権に関して、分筆が行われたのであれば所有者が有利になるのですが、やはり分筆の確定がなかった場合は話し合いになるという理解でよろしいですか。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣光栄委員から質疑の趣旨について補足説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

比嘉悟土地対策課副参事。

○比嘉悟土地対策課副参事 こちらは分筆されておられませんで、もともと民有地同士がつながっているところでございますので、協議という形になると思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退室)

○渡久地修委員長 再開いたします。

今回は、明 3月20日 火曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 渡久地 修